

ATM定期預金規定

(令和7年1月22日現在)

1. ATMによる定期預金取引

ATM 定期預金（以下、「この預金」といいます。）は、当組合の現金自動預入支払機（以下、「ATM」といいます。）を利用して、現金またはキャッシュカード利用による普通預金口座からの振替により、定期性総合口座通帳（以下、「総合口座通帳」といいます。）へ定期預金を預入れすることができます。

2. 取扱店の範囲

この預金は当店の ATM のほか、当組合本支店のどこの店内 ATM でも預入れすることができます。但し、店外 ATM については、由良出張所及び富島出張所のみの取扱いとなります。

3. 対象者

この預金は、総合口座通帳をお持ちの満 18 歳以上の個人の方が対象となります。

また、預入れは既に総合口座定期預金口座を開設している方が対象となります。なお、総合口座定期預金口座を開設していない方は、窓口での手続きが必要となります。

4. 預入方法

ATM の画面表示等の操作手順に従って、現金またはキャッシュカードと総合口座通帳を ATM に挿入し、所定事項を入力してください。この場合、預入申込書等は必要ありません。また、キャッシュカードをご使用いただく場合、ATM に挿入したキャッシュカードの暗証番号の入力が必要です。

なお、普通預金口座からの振替の場合、振替金額は ATM による 1 日の支払限度額には含まれません。

5. 取扱日時

この預金の預入れは、平日の ATM 稼動時間内に取扱いできます。但し、年末休業日（12 月 31 日）は取扱いできません。

6. 対象定期預金

預入れされる定期預金は、自動継続扱いのスーパー定期預金（自由金利型定期預金 M 型）となります。なお、自動継続の方法は、「元金継続」と「元利金継続」の 2 種類あり、「元金継続」の場合は定期預金利息をその利払日に当該総合口座の普通預金口座へ入金します。

7. 預入金額

現金での 1 回当たりの預入金額は、10 万円以上 200 万円以内（千円単位）とします。但し、紙幣で 200 枚までとなります。また、普通預金口座からのキャッシュカード利用による振替の場合は、1 回当たり 10 万円以上 1,000 万円未満（1 円単位）となります。

8. 預入期間

この預金における預入期間は、1 年、3 年、5 年とします。

9. 満期日

預入日から預入期間が経過した応当日が満期日となります。

10. 適用利率

- (1) 預入れ時の利率を満期日まで適用します。
- (2) やむを得ず満期日前に解約するときは、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数につき、当組合所定の「中途解約利率」を適用のうえ利息を計算し、この預金とともにお支払いします。

11. 利息

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び預金通帳記載の利率（継続後の預金については下記 13. (2) の利率）によって計算し、満期日に支払います。なお、預入期間が3年以上の場合は、6ヶ月毎の複利計算となります。

12. マル優の取扱い

マル優の取扱いはできません。

13. 自動継続

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の「ATM 定期預金」に自動的に継続となります。また、継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金（自由金利型定期預金 M 型）の店頭表示利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当該口座のある店舗の窓口に出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

14. 届出印

この預金の届出印は、総合口座通帳の普通預金口座の届出印とします。

15. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

16. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（総合口座通帳の普通預金口座の印章）により記名押印して、当該口座のある店舗の窓口へ通帳とともに提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、この預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するため、当組合所定の各種確認や資料の提出を求めることがあります。
この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

17. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

18. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、自由金利型定期預金（M 型）規定＜スーパー定期＞、総合口座取引規定、だんようキャッシュカード規定、その他当組合所定の各種預金規定により取扱います。

19. 規定の交付

- (1) 規定の交付については、印刷した規定の配布、もしくは当組合ウェブサイトへの掲載の方法により行うこととします。
- (2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申出てください。

以 上

淡陽信用組合

URL <https://www.danyo.co.jp/regulation/index.html>